

令和5年10月18日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通Tel073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年9月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	0
計	4

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	4

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある福祉施設が架空の訪問記録を作成する等、不適切な業務を行っている。	所管外のため、不受理とした。
② ある県道併設の歩道に雑草が生えており、通行に支障している。	担当課に調査を指示したところ、当該箇所については当初から草刈りを予定している箇所であり、9月下旬に草刈り済みであるという回答を得た。
③ ある課の請負工事費支払いの手続きが違法である。	県民からの通報ではないため、不受理とした。
④ ある一部事務組合は、職員手当減額等、労働者の不利益になる行為をしている。	所管外のため不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1 ②
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	3 ①③④

#### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

### (教育委員会)

#### 1 教育委員会の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	0
職員等	0
計	1

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	0
面談	0
電話	0
計	1

## 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある市町村教育委員会が、越境入学の受け入れについて、不適切な対応を行った。	所管外であるため不受理とし、当該教育委員会に対して情報提供を行い、不適切な対応でないとの報告を受けた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	0
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3) 調査を継続中としたもの	0
(4) 不受理としたもの	1 ①

## 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R5.8月 ②	ある所属において、上司からのパワハラにより職員が精神を病み仕事を休んでいるが、管理職はその事実を知っていながら必要な配慮を怠った。また、教育委員会では事情を知っていながら事実を隠蔽しようとしている。	当該職員及び当該課の関係する職員への聞き取りの結果、職場環境の改善が必要であることが判明したため、当該所属長に対し、職場でのハラスメント研修とともに、全ての職員が働きやすい職場環境の改善を指示した。その上で、上司及び管理職には、職員への指導や指示においては、丁寧な対応をするよう、注意した。